

証券コード 2344
2020年6月12日

株 主 各 位

神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号
平安レイサービス株式会社
代表取締役社長 相 馬 秀 行

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、書面によって議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考資料をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙により2020年6月27日(土曜日)午後5時00分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の健康状態にかかわらず可能な限りご来場をお控えいただき、事前の議決権のご行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日(月曜日) 午前11時
2. 場 所 神奈川県平塚市平塚5丁目23番12号
カルチャーBONDS平塚4階 富士の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第51期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第51期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.heian-group.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済の概況は、先行きについては、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」とする)の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれる中、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクおよび金融資本市場の変動等の影響に注視が必要である状況でありました。

経済産業省「特定サービス産業動態統計確報」(サンプル調査)によりますと、結婚式場の2019年(1-12月)売上高は253,758百万円、組数は86,304組と売上高・組数共に前期に比べ増加しております。また、葬儀業の2019年(1-12月)売上高は600,063百万円と前期に比べ減少、件数は446,724件と前期に比べ増加しております。このような環境下におきまして、当社グループは周辺売上増強、新商品・新サービスによる収益源の確保に努めるとともに、コスト改善による利益率維持向上に努めてまいりました。

また、当社主要エリアの営業力強化を図るため、2020年1月1日に「さがみライフサービス株式会社」及び「株式会社シンエイ・クリエート・サービス」の発行株式を全て取得し子会社化いたしました。

事業ごとの業績は以下のとおりであります。

① 冠婚事業

当事業では、広告強化として当社施設の特徴や各種オリジナル商品をより多くの方へ伝えるため、各式場のホームページを全面的に刷新し、引き続きSNSなどのインターネット媒体を中心とした告知の強化により新規来館数及び資料請求数の増加に努めてまいりました。また、継続したフロントスタッフの新規対応・提案力強化の研修を実施し婚礼成約率向上に努めてまいりました。

しかしながら、当連結会計年度において来館者数及び成約組数は前年同期に比べ減少し、婚礼施行組数は前年同期に比べ減少となりました。また当第4四半期連結会計期間においては、感染症に伴う婚礼施行の延期や宴会利用のキャンセルも発生し、売上高は363百万円(前年同期比13.5%減少)、営業利益は34百万円(前年同期比37.9%減少)となりました。

② 葬祭事業

当事業では、当連結会計年度においては建物貸切型の葬祭施設として2019年5月に「湘和会館鶴巻」、2019年12月に「湘和会館入谷」を開業し、順調に施行件数を伸ばしました。

さらに、生花祭壇および社内製作による「花園」や「追悼壇」など潜在ニーズを具現化したオリジナル商品の提案を通じて想いを確認する「コンサルティングセールストーク」を推進したほか、受注サポート体制の整備を実施しオリジナル生花祭壇販売をはじめ葬祭一件単価の維持向上に努めてまいりました。

一方で、インターネットを含む各種広告媒体を駆使してより細やかな情報発信を定期的に行うなど告知活動を強化するとともに、オリジナル商品を実際に体感していただくための提案型の施設見学会や内覧会を通じて営業活動を行いました。

その結果、当連結会計年度においては、当社主要エリアにおける死亡人口増減率は前年同期に比べ上昇し、シェア率は微減となりましたが、葬儀施行件数は増加となりました。また、感染症に伴う自粛により通夜施行および会食利用の減少、法事利用のキャンセル等が発生したことで葬祭一件単価は減少となり、売上高は8,349百万円（前年同期比2.4%減少）、営業利益は2,427百万円（前年同期比6.7%減少）となりました。

③ 互助会事業

当事業では、互助会加入者総数に対する葬祭の施行利用率は上昇したものの、互助会利用時の葬祭一件単価が減少し、売上高は222百万円（前年同期比4.8%減少）、営業利益は113百万円（前年同期比10.4%減少）となりました。

④ 介護事業

当事業では、グループホームにおける稼働率は引き続き高水準を維持し、居宅介護支援の特定事業所加算取得やデイサービスの新規顧客受け入れの細かなコントロールによる稼働率向上などにより収益改善いたしました。

一方で、当連結会計年度では感染症による緊急事態宣言の影響は限定的でしたが、人材不足を主因とした訪問サービス部門の稼働数減少を補えず、売上高は1,085百万円（前年同期比0.5%減少）、営業利益は28百万円（前年同期比6.2%減少）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,801百万円（前年同期比2.6%減少）、営業利益は1,758百万円（前年同期比11.5%減少）、経常利益は1,877百万円（前年同期比11.4%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,164百万円（前年同期比15.7%減少）となりました。

なお、各事業の売上高、営業損益は事業間の取引による金額を含んでおります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は、979百万円であります。その主な内訳は、葬祭事業における「湘和会館鶴巻」の新規開業56百万円、「湘和会館追分」の新規取得72百万円、「湘和会館入谷」の新規開業56百万円及び「小田原セレモニーホール」取得244百万円等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金には、自己資金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題としては、以下の事項を重点的に取り組んでまいります。

①新商品・新サービスの企画と提案販売の促進

- ・オリジナル商品とサービスの企画立案を促進し販売に直結させる為に製造・生産部門と販売部門が共同で販売提案する体制を構築し、グループ全社売上の確保と外部収入の確保。
- （主に生花関連商品、料理及び食料品全般、音響・映像分野、家具備品、リネン装飾などセレモニー商品）

②葬儀周辺売上強化

- ・法事、仏壇仏具、墓地墓石幹旋、相続に関連する紹介幹旋事業等の拡充
- ビデオや写真撮影・加工等を行う映像部門の機能拡充でメモリアル商品等の付帯サービス売上による葬儀一件単価減少の補完。

③既存営業エリアの地盤強化と新規営業エリアへの拡大

- ・築年数の古い既存大型葬祭施設を市場ニーズに適した施設へ改修及び建替え。
- ・既存エリア内でもシェア率の低い地区や新規エリアへの市場規模に応じた出店拡大。

④生産性と労務効率の向上

- ・全社横断の物流システム構築による配送ロスの低減。
- ・内製部門の更なる自動化、無人化を可能にする最新機器導入による生産性の向上と新たな分野の拡大。
- ・各種会議やミーティングをWeb会議にする等電磁的環境整備による人的移動ロスの低減。
- ・新人教育プログラムを自己学習可能な映像媒体に刷新し育成期間の短縮と早期戦力化。
- ・冠婚葬祭介護や製造部門など部門やグループ各社を超えたマルチジョブスタッフの育成。

⑤管理統制システムの強化

- ・既存電算システムの電子決裁や受注システム等の社内イントラネット環境に電子図書館を新設し電子配信による情報展開の推進及びインターネット環境でのセキュリティ強化による情報漏洩リスクの予防

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 2017年3月期	第49期 2018年3月期	第50期 2019年3月期	第51期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高(千円)	10,205,259	10,016,802	10,067,599	9,801,903
経常利益(千円)	2,125,881	1,968,668	2,118,991	1,877,274
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	1,405,611	1,288,022	1,382,240	1,164,889
1株当たり当期純利益(円)	107.02	98.07	105.24	88.69
総資産(千円)	32,080,647	32,818,551	33,714,823	34,125,375
純資産(千円)	16,614,952	17,587,722	18,600,347	19,432,545

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	所 在 地	主要な事業内容
株式会社へいあん (注1)	80,000千円	100%	平塚市桜ヶ丘	冠婚葬祭互助会の運営、 介護事業
山大商事株式会社 (注2)	100,000千円	100% (注3)	平塚市四之宮	料理の仕出し、冠婚葬 祭用品の販売
さがみライフサービス 株式会社	30,000千円	100%	小田原市西酒匂	葬祭事業

- (注) 1. 当社に対して互助会会員の施行斡旋をしております。
2. 当社へ料理及び返礼品を中心とした商品の納入を行っております。
3. 山大商事株式会社の株式40%を株式会社へいあんを通じて間接所有しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（平安レイサービス株式会社）、連結子会社3社（株式会社へいあん、山大商事株式会社、さがみライフサービス株式会社）、非連結子会社2社（株式会社はないちりん、株式会社シンエイ・クリエート・サービス）により構成されております。

冠 婚 事 業

当社は、「コルティール茅ヶ崎」（神奈川県茅ヶ崎市）、「ロイヤルマナーフォートベルジュール」（神奈川県小田原市）の2拠点の婚礼施設を有し、一般個人、互助会加入者に結婚式を施行しております。また、「サロンドブリエ」（神奈川県平塚市）では、結婚式、成人式、七五三等の慶事用貸衣裳、写真撮影、着付け等のサービスを提供しております。

また、料理は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

葬 祭 事 業

連結子会社さがみライフサービス株式会社は、神奈川県小田原市に2拠点の葬祭施設を有し、葬儀施行サービスを行っております。当社は、神奈川県及び東京都に「湘和会堂」13拠点、神奈川県に「カルチャーBONDS」3拠点、「湘和礼殯館」6拠点、「湘和会館」14拠点、「エンディングプレイス」2拠点の葬祭施設を有し、一般個人、互助会加入者、法人向けに葬祭にかかる各種サービス（個人葬、社葬等）を施行している他、自宅や寺院、集会所で葬儀施行サービス並びに仏壇仏具販売等の付帯サービスを行っております。連結子会社さがみライフサービス株式会社は、神奈川県小田原市に2拠点の葬祭施設を有し、葬儀施行サービスを行っております。

また、県内及び近隣県の葬祭事業者とパートナーシップ契約（周辺同業他社との当社施設利用協定に基づく契約）の締結や、葬儀の小規模化に対応したノウハウを中心としたフランチャイズパッケージの加盟社を募集しております。

なお、通夜・忌中料理や返礼品（会葬者の香典に対するお返し品）は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

互 助 会 事 業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを地盤とする冠婚葬祭互助会を主たる事業としており、互助会加入者の募集営業並びに互助会加入者の情報管理業務を行っております。

そして、同社と当社は施行幹旋保証契約に基づき、同社は当社を中心として、互助会加入者の結婚式、葬儀式の施行幹旋を行い、当社が施行役務サービスを請負っております。

介 護 事 業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを中心として訪問介護、訪問看護、介護用品の販売及びレンタルを主とした居宅介護事業、及

びグループホーム6拠点、デイサービスを併設した高齢者向け賃貸住宅2拠点を有し、介護を中心とした高齢者向けサービスを行っております。

その他の事業

上記の他に連結子会社山大商事株式会社が物流事業（諸施設への料理、返礼品等の提供）を行っております。

(8) 主 要 な 事 業 所

当社本社：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号

営業所	ロイヤルマナーフオートベルジュール	(小田原市扇町)
	コルティーレ茅ヶ崎	(茅ヶ崎市中島)
	カルチャーBONDS小田原	(小田原市多古)
	湘和会堂小田原	(小田原市栄町)
	湘和礼殯館栢山	(小田原市栢山)
	湘和会館鴨宮	(小田原市鴨宮)
	(湘和会館鴨宮別館及びエンディング プレイス鴨宮 併設)	
	湘和会館大井	(足柄上郡大井町金手)
	湘和会館岩原	(南足柄市岩原)
	カルチャーBONDS平塚	(平塚市平塚)
	湘和会堂平塚	(平塚市八千代町)
	湘和会堂秦野	(秦野市富士見町)
	湘和会堂金目	(平塚市片岡)
	湘和礼殯館真土	(平塚市東真土)
	湘和会館愛甲石田	(伊勢原市石田)
	湘和会館渋沢	(秦野市堀西)
	湘和会館伊勢原	(伊勢原市伊勢原)
	湘和会館国府	(中郡大磯町国府本郷)
	エンディングプレイス秦野	(秦野市落合)
	湘和会館追分	(平塚市立野町)
	湘和会館鶴巻	(伊勢原市笠窪)
	湘和会堂本厚木	(厚木市旭町)
	湘和会館桜ヶ丘	(大和市福田)
	湘和会館入谷	(座間市入谷)
	湘和会堂茅ヶ崎	(茅ヶ崎市茅ヶ崎)
	湘和会堂寒川	(高座郡寒川町岡田)
	湘和会堂松浪	(茅ヶ崎市美住町)
	湘和礼殯館西久保	(茅ヶ崎市西久保)
	湘和会館赤松	(茅ヶ崎市赤松町)
	カルチャーBONDS藤沢	(藤沢市藤沢)
	湘和会堂鵜沼	(藤沢市鵜沼藤が谷)
	湘和会堂西富	(藤沢市西富)
	湘和会堂六会	(藤沢市亀井野)
	湘和会堂手広	(鎌倉市笛田)
	湘和礼殯館由比ガ浜	(鎌倉市由比ガ浜)

湘和会館長後	(藤沢市高倉)
湘和会館辻堂元町	(藤沢市辻堂元町)
湘和会館秋葉台	(藤沢市石川)
湘和会館町田	(町田市森野)
湘和礼殯館淵野辺	(相模原市中央区淵野辺)
湘和礼殯館相模大野	(相模原市南区相模大野)
サロンドブリエ	(平塚市桜ヶ丘)
仏壇店3店	(小田原、平塚、藤沢)
へいあんホームケア平塚	(平塚市桜ヶ丘)
グループホーム へいあんなでしこ	(平塚市撫子原)
グループホーム へいあん鴨宮	(小田原市鴨宮)
グループホーム へいあん小和田	(茅ヶ崎市小和田)
グループホーム へいあん善行	(藤沢市善行)
グループホーム へいあん荻窪	(小田原市荻窪)
ウィズリビング へいあんやはぎ	(小田原市矢作)
ウィズリビング へいあん亀井野	(藤沢市亀井野)
小規模多機能型居宅介護	
グループホーム へいあん片瀬鶴沼	(藤沢市片瀬)
創作料理 春秋苑	(平塚市四之宮)
小田原セレモニーホール	(小田原市西酒匂)
成田セレモニーホール	(小田原市成田)

(9) 従 業 員 の 状 況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
246 (977) 名	5 (△9) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 へ い あ ん	5,000,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	52,400,000株
(2) 発行済株式の総数	13,133,995株(自己株式1,533,005株を除く)
(3) 株主数	2,232名
(4) 単元株式数	100株
(5) 大株主の状況	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
相馬秀行	2,327,900	17.72
小余綾弘産株式会社	1,900,000	14.47
相馬かね	1,044,320	7.95
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	500,000	3.81
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS	491,000	3.74
山田雅孝	415,040	3.16
山田たか子	399,200	3.04
相馬ちず子	389,300	2.96
JP MORGAN CHASE BANK 385632	363,967	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	350,200	2.67

(注) 1. 上記大株主は自己株式(1,533,005株)を除いて記載しております。

2. 2019年4月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社が株券等保有割合が1%以上減少した旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、2018年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアールエルエルシーが785,300株を保有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、2019年4月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが771,700株を保有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社及びエフエムアールエルエルシー及びダルトン・インベストメンツ・エルエルシー及びの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。また、株券等保有割合は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合となります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	492,200	3.36
エフエムアール エルエルシー	米国02210マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245	785,300	5.35
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	米国カリフォルニア州90404、サンタモニカ市、クロバード・ブールヴァード1601、スイート5050N	771,700	5.26

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相 馬 秀 行	株式会社へいあん代表取締役社長、山大商事株式会社取締役
代表取締役 専務取締役	山 田 朗 弘	管理本部長、株式会社へいあん取締役、山大商事株式会社取締役
取締役	土 屋 浩 彦	財務部長、株式会社へいあん取締役、株式会社シンエイ・クリエート・サービス代表取締役
取締役	桑 原 信 吾	山大商事株式会社代表取締役社長
取締役	原 田 教 夫	事業本部長兼県央事業部長、さがみライフサービス株式会社代表取締役、株式会社へいあん取締役、山大商事株式会社取締役
取締役	藤 田 和 重	監査法人シドー代表社員、株式会社コベル監査役
取締役	芝 田 弘 美	プリズムゲート株式会社代表取締役
常勤監査役	宮 本 卓 久	さがみライフサービス株式会社監査役
監査役	中 嶋 甚 吾	
監査役	金田一 喜代美	辻・本郷税理士法人東京事務所部長、ウインテスト株式会社取締役（監査等委員）
監査役	石 井 正	石井不動産鑑定事務所

- (注) 1. 社外取締役について
取締役藤田和重及び芝田弘美の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外監査役について
監査役中嶋甚吾、金田一喜代美及び石井正の3氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役藤田和重氏は、公認会計士の資格を有しており、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有するものであります。
4. 社外監査役金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 独立役員について
当社は株式会社東京証券取引所に対して藤田和重、芝田弘美、中嶋甚吾、金田一喜代美及び石井正の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する

契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	74,080千円（内、社外取締役2名 5,880千円）
監査役	5名	16,620千円（内、社外監査役3名 8,820千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役4名であります。上記支給人員との相違は、2019年6月24日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めており、無報酬の取締役1名が存在することによるものであります。なお、無報酬の取締役1名につきましては連結子会社より報酬を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役藤田和重氏は、監査法人シドニーの代表社員及び株式会社コペル監査役であります。当社との間に取引はありません。取締役芝田弘美氏は、プリズムゲート株式会社の代表取締役であります。当社との間に取引はありません。監査役中嶋甚吾氏は、兼任しておりません。監査役金田一喜代美氏は、辻・本郷税理士法人東京事務所部長及びウインテスト株式会社の取締役（監査等委員）であり、石井正氏は、石井不動産鑑定事務所を経営しておりますが、各社と当社との間に取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

取締役藤田和重氏は、当期開催の取締役会13回のうち13回出席、取締役芝田弘美氏は、取締役会13回のうち13回出席、監査役中嶋甚吾氏、金田一喜代美氏、石井正氏は、取締役会13回、監査役会14回の全てに出席しており、いずれも議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ. 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

特にありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	26,000千円
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条1項の業務以外の業務である「子会社の取得による連結計算書類への影響に関する分析に係る助言」についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等について総合的に評価し、当社の会計監査人として重大な支障があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、当社グループすべ

- ての役員及び使用人に周知する。
- ロ. 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を責任役員として、コンプライアンスに関する規程及びマニュアルを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社内部監査室または外部の弁護士に通報を行うことができる内部通報制度を構築する。
 - ハ. 当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が同委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
 - ニ. 責任役員は、コンプライアンスに関する規程に従い、担当各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンスに関する規程等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。
 - ホ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令及び定款を遵守すべきことの周知徹底を図ると共に、各取締役に相互牽制が働く体制をとる。また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施する。

② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ取締役の職務の執行に係る情報・文書・電磁的媒体等の取扱いは、当社グループの社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

また、当社グループの取締役及び監査役は、当該各文書等を規程に従い常時閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査室長がその事務を管掌する。
- ロ. 内部監査室は、定期的に当社グループの業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ハ. 内部監査室の監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見され、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度により、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する。
- ニ. 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理に関する規程、関連す

る個別規程（業務に関する規程、財務・経理に関する規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

- ホ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行する。
- ヘ. 支配株主との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、非支配株主の利益を損なうこととなるような取引は行わない方針で臨む。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行することとする。また、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、定期的にレビューを行う。
- ロ. 業務執行のマネジメントについては、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議することを遵守する。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため経営会議を月2回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行うこととする。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行できる体制を整える。当社子会社においても、当社の規程に準じた組織規程・職務権限規程等の整備を行う。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループの業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備し、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う。
- ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループのリスク情報の有無を監査し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ハ. 当社グループ各社に損失の危険が発生し、管理本部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべく、内部監査室所属員を兼務で配置する。
- ロ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ニ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ロ. 監査役が出席する会議、閲覧する資料、前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・ 監査役が出席する会議
 - i. 取締役会
 - ii. 経営会議
 - iii. 役付役員情報交換会
 - iv. 経営方針説明会
 - ・ 監査役が閲覧する資料等
 - i. 代表取締役社長が決裁するもの
 - ii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
 - ・ 監査役に定例的に報告すべき事項
 - i. 経営状況
 - ii. 財務状況
 - iii. 内部監査報告書
 - iv. コンプライアンス推進委員会会議録
 - ・ 監査役に臨時的に報告すべき事項
 - i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ii. 取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv. 重要開示書類の内容
- ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告及び情報提供を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告・情報提供を理由として不利益な処遇

を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

- イ. 当社は、監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っていく。
- ロ. 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、所定の手続に従い、その費用または債務を処理する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として反対する。

当社グループは、上記基本的な考え方を「平安グループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から総務部を主管部門として、弁護士や警察及び「神奈川県企業防衛対策協議会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、それにより取締役及び使用人が法令及び定款を遵守しております。
- ロ. 全従業員を対象として、内部通報先を記したヘルプラインのポスターを各施設に掲示しており、セクハラやパワハラを含めてコンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会にてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制となっております。
- ハ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、各取締役に相互牽制が働く体制をとっており、また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施しております。

② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、並びに取締役に主催または出席する各種会議体の議事

録は、事務局部署が作成し保管・管理しております。取締役が決裁者となる社内稟議は、「文書取扱規程」その他の社内規程に基づき、社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役社長直属の内部監査室がその事務を管掌しており、定期的に当社グループの業務監査を実施し、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する体制となっております。
- ロ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行しております。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行し、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、四半期ごとにレビューを行っております。
- ロ. 定例の取締役会を年12回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議しており、また、経営会議を年24回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行っております。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 報告体制については、「関係会社管理規程」に定めており、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う体制をとっております。
- ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループ全体のリスク管理を行うとともに、当社グループ各社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちにその内容、程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制をとっております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべく内部監査室所属員を兼務で配置しており、監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令しております。

尚、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て行っております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行っており、また、当該通報者が不利益を被らないよう徹底しております。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

イ. 監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っております。

ロ. 監査役会は、「監査役会規則」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
|----------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                   | <b>負 債 の 部</b>           |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>11,151,906</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>1,340,492</b>  |
| 現 金 及 び 預 金          | 10,658,595        | 買 掛 金                    | 165,444           |
| 売 掛 金                | 227,394           | 未 払 法 人 税 等              | 431,004           |
| 商 品 及 び 製 品          | 45,828            | 未 払 消 費 税 等              | 94,942            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品      | 103,350           | 掛金解約手数料戻し損失引当金           | 3,331             |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金    | 11,492            | そ の 他                    | 645,769           |
| そ の 他                | 108,562           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>13,352,336</b> |
| 貸 倒 引 当 金            | △3,316            | 繰 延 税 金 負 債              | 24,942            |
|                      |                   | 役員退職慰労引当金                | 83,912            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>22,973,468</b> | 退職給付に係る負債                | 169,640           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>13,494,559</b> | 資 産 除 去 債 務              | 134,803           |
| 建 物 及 び 構 築 物        | 4,423,796         | 前払式特定取引前受金               | 12,762,966        |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具    | 92,866            | そ の 他                    | 176,070           |
| 器 具 及 び 備 品          | 147,614           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>14,692,829</b> |
| 土 地                  | 8,686,631         | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 建 設 仮 勘 定            | 143,650           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>19,434,595</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>30,322</b>     | 資 本 金                    | 785,518           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>9,448,586</b>  | 資 本 剰 余 金                | 2,838,393         |
| 投 資 有 価 証 券          | 141,821           | 利 益 剰 余 金                | 16,481,186        |
| 長 期 貸 付 金            | 10,000            | 自 己 株 式                  | △670,502          |
| 関係会社長期貸付金            | 220,862           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 額</b> | <b>△2,049</b>     |
| 繰 延 税 金 資 産          | 412,494           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | △2,049            |
| 供 託 金                | 6,854,500         |                          |                   |
| 敷 金 保 証 金            | 1,603,552         |                          |                   |
| そ の 他                | 312,037           |                          |                   |
| 破 産 更 正 債 権 等        | 139,206           |                          |                   |
| 貸 倒 引 当 金            | △245,889          | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>19,432,545</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>34,125,375</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>   | <b>34,125,375</b> |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 9,801,903 |
| 売 上 原 価                 |         | 6,731,487 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,070,415 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,311,870 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,758,544 |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 3,802   |           |
| 掛 金 解 約 手 数 料           | 19,694  |           |
| 受 取 家 賃                 | 43,354  |           |
| そ の 他                   | 64,627  | 131,478   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 供 託 委 託 手 数 料           | 299     |           |
| 掛 金 解 約 手 数 料 戻 金 繰 入 額 | 3,074   |           |
| 保 険 解 約 損               | 1,005   |           |
| 減 価 償 却 費               | 6,625   |           |
| そ の 他                   | 1,744   | 12,749    |
| 経 常 利 益                 |         | 1,877,274 |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 負 の の れ ん 発 生 益         | 20,062  | 20,062    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 16,700  |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 5,999   |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 106,701 | 129,401   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |         | 1,767,934 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 654,959 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △51,913 | 603,045   |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,164,889 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益         |         | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         | 1,164,889 |

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |            |          |            |
|-------------------------------|---------|-----------|------------|----------|------------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 2019 年 4 月 1 日 残 高            | 785,518 | 2,838,393 | 15,644,646 | △670,502 | 18,598,055 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △328,349   |          | △328,349   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 1,164,889  |          | 1,164,889  |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |            |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | 836,539    | -        | 836,539    |
| 2020 年 3 月 31 日 残 高           | 785,518 | 2,838,393 | 16,481,186 | △670,502 | 19,434,595 |

(単位：千円)

|                               | その他の包括利益累計額      |                   | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------|------------------|-------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 2019 年 4 月 1 日 残 高            | 2,291            | 2,291             | 18,600,347 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |                   | △328,349   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |                   | 1,164,889  |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | △4,341           | △4,341            | △4,341     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △4,341           | △4,341            | 832,198    |
| 2020 年 3 月 31 日 残 高           | △2,049           | △2,049            | 19,432,545 |

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 3 社  
連結子会社の名称……………株式会社へいあん  
                                          山大商事株式会社  
                                          さがみライフサービス株式会社  
                                          さがみライフサービス株式会社は2020年1月1日の株式取得に伴い、  
                                          当連結会計年度より連結子会社となりました。
- ② 非連結子会社の名称……………株式会社はないちりん  
                                          株式会社シンエイ・クリエート・サービス
- ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用しない非連結子会社  
非連結子会社の名称……………株式会社はないちりん  
                                          株式会社シンエイ・クリエート・サービス
- ② 持分法を適用しない理由  
持分法を適用しない非連結子会社（株式会社はないちりん、株式会社シンエイ・クリエート・サービス）は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品のうち、仏壇・仏像……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）  
その他の商品、食材を除く材料…移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）  
材料のうち食材、貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………当社及び連結子会社は、定率法（ただし1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。  
（リース資産を除く）  
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。
- （主な耐用年数）
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～10年 |
| 器具及び備品    | 2～20年 |

- ② 無形固定資産……………当社及び連結子会社は定額法によっております。  
(リース資産を除く)      なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。  
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用…………… 当社及び連結子会社は定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 掛金解約手数料戻し損失引当金…収益計上済の施行前受金の復活による損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における今後の債務復活見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、当社は、2005年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき2006年３月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。  
つきましては、2006年４月１日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしていません。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 消費税及び地方消費税の会計処理  
税抜方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は繰延消費税額に計上のうえ、５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生連結会計年度に費用処理しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,517,581千円
2. 担保に供している資産及び担保付債務

#### (1) 金融機関に対する資産及び債務

|         |             |
|---------|-------------|
| 土地      | 1,403,993千円 |
| 建物及び構築物 | 393,903千円   |
| 計       | 1,797,896千円 |

上記資産については、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

#### (2) 前払式特定取引に対する資産及び債務

|         |             |
|---------|-------------|
| 供託金     | 6,854,500千円 |
| 敷金保証金   | 1,046,380千円 |
| 土地      | 525,058千円   |
| 建物及び構築物 | 167,490千円   |
| 計       | 8,593,429千円 |

上記資産については、割賦販売法第18条の3に基づき、前払式特定取引前受金12,762,966千円に対する保全措置として供託等の方法により担保に供しております。

### 3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物61,856千円であります。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 14,667,000株
- (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月24日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 157,607        | 12              | 2019年3月31日 | 2019年6月26日 |
| 2019年11月7日<br>取締役会   | 普通<br>株式 | 170,741        | 13              | 2019年9月30日 | 2019年12月4日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 183,875千円  |
| 1株当たり配当額 | 14円        |
| 基準日      | 2020年3月31日 |
| 効力発生日    | 2020年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

| ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |           |           |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
|                                     | 建物        | 合計        |
| 取得価額相当額                             | 643,693千円 | 643,693千円 |
| 減価償却累計額相当額                          | 460,417千円 | 460,417千円 |
| 期末残高相当額                             | 183,275千円 | 183,275千円 |

| ② 未経過リース料期末残高相当額 |  |           |
|------------------|--|-----------|
| 1 年内             |  | 45,514千円  |
| 1 年超             |  | 272,910千円 |
| 合計               |  | 318,424千円 |

| ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 |  |          |
|----------------------------|--|----------|
| 支払リース料                     |  | 76,248千円 |
| 減価償却費相当額                   |  | 32,184千円 |
| 支払利息相当額                    |  | 34,995千円 |

- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
- 減価償却費相当額の算定方法
- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法
- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

| (2) オペレーティング・リース取引                  |  |          |
|-------------------------------------|--|----------|
| オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料 |  |          |
| 1 年内                                |  | 20,618千円 |
| 1 年超                                |  | 37,200千円 |
| 合計                                  |  | 57,818千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に冠婚葬祭事業の施行を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金によっております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に国債を中心としたその他有価証券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、債権管理規程に従い、各事業部における管理部門が顧客ごとの期日及び残高の管理を行っております。

その他有価証券は、資金運用管理規程及び資金運用マニュアルに従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月財務部が資金繰計画表を作成・更新するとともに、一定の流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は、ほとんど一般顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

|                          | 連結貸借対照表計上額 | 時価         | 差額     |
|--------------------------|------------|------------|--------|
| (1)現金及び預金                | 10,658,595 | 10,658,595 | -      |
| (2)売掛金                   | 227,394    | 227,394    | -      |
| (3)1年内回収予定の関係会社<br>長期貸付金 | 11,492     | 11,492     | -      |
| (4)投資有価証券                |            |            |        |
| その他有価証券                  | 74,017     | 74,017     | -      |
| (5)長期貸付金                 | 10,000     | 10,000     | -      |
| (6)関係会社長期貸付金             | 220,862    |            |        |
| 貸倒引当金                    | △106,701   |            |        |
|                          | 114,160    | 114,160    | -      |
| (7)敷金保証金                 | 1,603,552  | 1,602,101  | △1,450 |
| 資産計                      | 12,699,212 | 12,697,762 | △1,450 |
| (1)買掛金                   | 165,444    | 165,444    | -      |
| (2)未払法人税等                | 431,004    | 431,004    | -      |
| (3)未払消費税等                | 94,942     | 94,942     | -      |
| 負債計                      | 691,391    | 691,391    | -      |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 長期貸付金

長期貸付金は、将来キャッシュ・フローを、基準割引率及び基準貸付利率の変動に連動した金利で割り引いた現在価値により算定しているため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 関係会社長期貸付金

関係会社貸付金は、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していると考えられることから、当該価額をもって時価としております。

- (7) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、差入先ごとに信用リスクを考慮した上で、将来キャッシュ・フローを、無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払法人税等、並びに (3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表価額67,804千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置等として、法務局への供託をしているものであり、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項の本表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,479円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 88円69銭    |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記事項

株式取得による企業統合

当社は、2019年12月25日開催の取締役会において、さがみライフサービス株式会社の株式を取得することを決議し、同日付にて株式譲渡契約書を締結し、2020年1月1日付で株式を取得いたしました。

- (1) 企業統合の概要

- ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：さがみライフサービス株式会社

事業の内容：葬祭業

- ②企業統合を行った主な理由

神奈川県小田原エリアにおける営業力の強化に資することが可能と判断し、取得いたしました。

- ③企業結合日

2020年1月1日

- ④企業結合の法的形式

- 現金を対価とする株式の取得
- ⑤結合後企業の名称  
変更ありません。
- ⑥取得した議決権比率  
さがみライフサービス株式会社 100.0%
- ⑦取得企業を決定するに至った根拠  
当社が現金を対価として、株式を取得したことによります。
- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとが内訳
- |       |    |         |
|-------|----|---------|
| 取得の対価 | 現金 | 6,000千円 |
| 取得価額  |    | 6,000千円 |
- (3) 発生した負ののれんの金額、発生原因
- ①発生した負ののれんの金額  
22,062千円
- ②発生原因  
受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得価額を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。
- (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びにその主な内訳
- |      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 115,005千円 |
| 固定資産 | 64,935千円  |
| 資産合計 | 179,940千円 |
| 流動負債 | 39,968千円  |
| 固定負債 | 113,909千円 |
| 負債合計 | 153,878千円 |
- (5) 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間  
2020年1月1日から2020年3月31日まで

## 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                   | <b>負 債 の 部</b>          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>9,199,539</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>1,150,570</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 8,868,636         | 買 掛 金                   | 196,786           |
| 売 掛 金                  | 116,918           |                         |                   |
| 商 品 及 び 製 品            | 30,456            | 未 払 金                   | 335,973           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 81,572            | 未 払 法 人 税 等             | 388,837           |
| 前 払 費 用                | 56,392            | 未 払 消 費 税 等             | 86,216            |
| 未 収 入 金                | 20,572            | 未 払 費 用                 | 123,647           |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金      | 21,492            |                         |                   |
| そ の 他                  | 5,958             | 前 受 金                   | 16,687            |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,460            | 預 り 金                   | 1,263             |
|                        |                   | そ の 他                   | 1,158             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>15,804,455</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>5,494,797</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,153,568</b> | 関 係 会 社 長 期 借 入 金       | 5,000,000         |
| 建 物                    | 3,785,292         | 退 職 給 付 引 当 金           | 132,227           |
| 構 築 物                  | 111,233           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 83,912            |
| 機 械 及 び 装 置            | 6,317             | 資 産 除 去 債 務             | 131,997           |
| 車 両 運 搬 具              | 55,434            | そ の 他                   | 146,661           |
| 器 具 備 品                | 107,424           |                         |                   |
| 土 地                    | 7,953,702         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>6,645,368</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 134,163           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>20,807</b>     | <b>株 主 資 本</b>          | <b>18,360,640</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 10,141            | 資 本 金                   | 785,518           |
| そ の 他                  | 10,666            | 資 本 剰 余 金               | 2,838,393         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,630,079</b>  | 資 本 準 備 金               | 2,838,393         |
| 投 資 有 価 証 券            | 45,568            | 利 益 剰 余 金               | 15,407,232        |
| 関 係 会 社 株 式            | 2,362,858         | 利 益 準 備 金               | 27,619            |
| 出 資 金                  | 250               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 15,379,612        |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 259,196           | 別 途 積 立 金               | 14,375,000        |
| 長 期 前 払 費 用            | 5,333             |                         |                   |
| 繰 延 税 金 資 産            | 371,238           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,004,612         |
| 敷 金 保 証 金              | 452,665           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△670,502</b>   |
| 保 険 積 立 金              | 236,695           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △2,014            |
| そ の 他                  | 2,964             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △2,014            |
| 貸 倒 引 当 金              | △106,701          | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>18,358,626</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>25,003,994</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>25,003,994</b> |

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 8,606,158 |
| 売上原価         | 5,971,792 |
| 売上総利益        | 2,634,366 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,112,042 |
| 営業利益         | 1,522,324 |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息及び配当金    | 114,210   |
| 賃貸料収入        | 40,523    |
| 業務受託収入       | 58,442    |
| その他          | 85,449    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 49,050    |
| 減価償却費        | 11,891    |
| その他          | 1,739     |
| 経常利益         | 1,758,268 |
| 特別損失         |           |
| 固定資産売却損      | 16,700    |
| 関係会社株式評価損    | 5,999     |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 106,701   |
| 税引前当期純利益     | 1,628,866 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 580,353   |
| 法人税等調整額      | △49,803   |
| 当期純利益        | 1,098,316 |

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |           |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |           |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | 資本剰余金合計   |
| 2019年4月1日残高                 | 785,518 | 2,838,393 | 2,838,393 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |           |
| 剰余金の配当                      |         |           |           |
| 当期純利益                       |         |           |           |
| 別途積立金の積立                    |         |           |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -         | -         |
| 2020年3月31日残高                | 785,518 | 2,838,393 | 2,838,393 |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本    |            |               |                   |          |             |
|-----------------------------|------------|------------|---------------|-------------------|----------|-------------|
|                             | 利 益 剰 余 金  |            |               |                   | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                             | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |               | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |          |             |
|                             |            | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |                   |          |             |
| 2019年4月1日残高                 | 27,619     | 13,425,000 | 1,184,646     | 14,637,265        | △670,502 | 17,590,674  |
| 事業年度中の変動額                   |            |            |               |                   |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |            |            | △328,349      | △328,349          |          | △328,349    |
| 当 期 純 利 益                   |            |            | 1,098,316     | 1,098,316         |          | 1,098,316   |
| 別途積立金の積立                    |            | 950,000    | △950,000      | -                 |          | -           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |            |            |               |                   |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -          | 950,000    | △180,033      | 769,966           | -        | 769,966     |
| 2020年3月31日残高                | 27,619     | 14,375,000 | 1,004,612     | 15,407,232        | △670,502 | 18,360,640  |

(単位：千円)

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                 | 純 資 産 合 計  |
|-----------------------------|----------------------|-----------------|------------|
|                             | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等<br>合 計 |            |
| 2019 年 4 月 1 日 残 高          | △1                   | △1              | 17,590,672 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |                      |                 |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                      |                 | △328,349   |
| 当 期 純 利 益                   |                      |                 | 1,098,316  |
| 別 途 積 立 金 の 積 立             |                      |                 | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | △2,012               | △2,012          | △2,012     |
| 事業年度中の変動額合計                 | △2,012               | △2,012          | 767,953    |
| 2020 年 3 月 31 日 残 高         | △2,014               | △2,014          | 18,358,626 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品のうち、仏壇・仏像……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

その他の商品、材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……………定率法（ただし1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(主な耐用年数)

|       |        |
|-------|--------|
| 建物    | 3～50年  |
| 構築物   | 10～45年 |
| 機械装置  | 8～10年  |
| 車両運搬具 | 2～6年   |
| 器具備品  | 2～20年  |

② 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) (主な耐用年数)

自社利用のソフトウェア 5年

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間に基づくものであります。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用……………定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、2005年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき2006年3月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。つきましては、2006年4月1日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしていません。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理  
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 短期金銭債権                 | 78,931千円     |
| 長期金銭債権                 | 274,196千円    |
| 短期金銭債務                 | 137,711千円    |
| 長期金銭債務                 | 5,000,000千円  |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額      | 10,075,498千円 |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |              |
| 土地                     | 5,481,841千円  |
| 建物                     | 1,958,414千円  |
| 計                      | 7,440,256千円  |

上記資産に対して根抵当権（極度額625,000千円）を設定し、関係会社長期借入金5,000,000千円の担保に供しております。

また、上記資産のうち、土地1,403,993千円、建物393,903千円について、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。

4. 保証債務（保証先：関係会社）

|          |           |
|----------|-----------|
| 株式会社へいあん | 500,000千円 |
|----------|-----------|

5. 関係会社長期借入金5,000,000千円は、子会社株式会社へいあんの互助会員の冠婚葬祭の施行を保証し、施行に際し当社所有の施設を使用する契約（施行保証及び施設利用契約）に基づき、同社より受け入れた預り保証金であり、金融商品に係る会計基準に基づき処理しております。

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 売上高             | 420,444千円   |
| 仕入高             | 1,317,354千円 |
| その他の営業取引高       | 323,994千円   |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 268,853千円   |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,533,005株 |
|------|------------|

### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 未払賞与否認額          | 23,752千円  |
| 未払事業税否認額         | 21,463千円  |
| 役員退職慰労引当金繰入限度超過額 | 25,660千円  |
| 貸倒引当金繰入超過額       | 32,629千円  |
| 減価償却費償却限度超過額     | 116,396千円 |
| 減損損失損金不算入額       | 84,571千円  |
| 資産除去債務           | 40,333千円  |
| その他有価証券評価差額金     | 887千円     |
| その他              | 67,795千円  |
| 繰延税金資産合計         | 413,490千円 |
| 繰延税金負債との相殺       | △42,252千円 |
| 繰延税金資産の純額        | 371,238千円 |

繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 建設協力金利息         | 8,915千円   |
| 従業員保険積立金        | 22,123千円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 11,213千円  |
| 繰延税金負債合計        | 42,252千円  |
| 繰延税金資産との相殺      | △42,252千円 |
| 繰延税金負債の純額       | -千円       |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 30.6% |
| (調整)               |       |
| 交際費等永久に損益に算入されない項目 | 0.3%  |
| 同族会社の留保金課税         | 2.9%  |
| その他                | △1.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 32.6% |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

| ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |           |           |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
|                                     | 建物        | 合計        |
| 取得価額相当額                             | 245,269千円 | 245,269千円 |
| 減価償却累計額相当額                          | 190,234千円 | 190,234千円 |
| 期末残高相当額                             | 55,035千円  | 55,035千円  |

| ② 未経過リース料期末残高相当額 |           |
|------------------|-----------|
| 1年内              | 21,497千円  |
| 1年超              | 108,269千円 |
| 合計               | 129,766千円 |

| ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 |          |
|----------------------------|----------|
| 支払リース料                     | 40,676千円 |
| 減価償却費相当額                   | 12,263千円 |
| 支払利息相当額                    | 22,061千円 |

- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
- 減価償却費相当額の算定方法
- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法
- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

| (2) オペレーティング・リース取引                  |          |
|-------------------------------------|----------|
| オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料 |          |
| 1年内                                 | 20,618千円 |
| 1年超                                 | 37,200千円 |
| 合計                                  | 57,818千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

| 属性  | 会社等の名称              | 住所          | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容           | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係  | 取引の内容      | 取引金額(千円)  | 科目                | 期末残高(千円)  |
|-----|---------------------|-------------|--------------|-----------------|----------------|------------|------------|-----------|-------------------|-----------|
| 子会社 | 株式会社へいあん            | 神奈川県平塚市     | 80,000       | 互助会の運営介護事業      | 所有直接100%       | 資金の援助役員の兼務 | 借入の返済(注1)  | 80,000    | 長期借入金             | 5,000,000 |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 利息の支払(注1)  | 49,050    | —                 | —         |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 債務保証(注2)   | 500,000   | —                 | —         |
| 子会社 | 山田商事株式会社            | 神奈川県平塚市     | 100,000      | 仕出し料理製造葬祭用返礼品販売 | 所有直接60%間接40%   | 材料の仕入役員の兼務 | 原材料の購入(注3) | 1,317,325 | 買掛金               | 102,137   |
| 子会社 | さがみライフサービス株式会社      | 神奈川県小田原市    | 30,000       | 葬祭事業            | 所有直接100%       | 資金の援助役員の兼務 | 資金の貸付(注4)  | 50,000    | —                 | —         |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 貸付金の返済(注4) | 1,666     | 関係会社長期貸付金         | 38,333    |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 利息の受取(注4)  | 78        | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 9,999     |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 家賃の受取      | 6,272     | —                 | —         |
| 子会社 | 株式会社シンエイ・クリエート・サービス | 神奈川県足柄上郡開成町 | 30,000       | ホテル事業           | 所有直接100%       | 資金の援助役員の兼務 | 資金の貸付(注4)  | 234,270   | —                 | —         |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 貸付金の返済(注4) | 1,915     | 関係会社長期貸付金(注5)     | 220,862   |
|     |                     |             |              |                 |                |            | 利息の受取(注4)  | 370       | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 11,492    |
|     |                     |             |              |                 |                |            |            |           | —                 | —         |

取引条件及び取引条件の方針

上記取引金額には消費税は含まれておりません。

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して借入利率を合理的に決定しており、契約に基づく返済をしております。

なお、土地5,481,841千円、建物1,958,414千円を担保に提供しております。

(注2) 子会社株式会社へいあんが割賦販売法第18条の3に基づき前受金保全措置として講じている互助会保証株式会社との契約（前受業務保証金供託委託基本契約）において上記金額を限度として連帯保証を行っております。

(注3) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しており、契約に基づく回収をしております。

(注5)関係会社長期貸付金の期末残高に対し106,701千円の貸倒引当金を計上しております。

(4) 兄弟会社等  
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,397円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 83円62銭    |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

平安レイサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐野 明宏 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 澤田 修一 | ㊞ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平安レイサービス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平安レイサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

平安レイサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐野 明宏 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 澤田 修一 | ㊞ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平安レイサービス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査役監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 平安レイサービス株式会社 | 監査役会    |   |
| 常勤監査役        | 宮 本 卓 久 | ㊞ |
| 社外監査役        | 中 嶋 甚 吾 | ㊞ |
| 社外監査役        | 金田一 喜代美 | ㊞ |
| 社外監査役        | 石 井 正   | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額183,875,930円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日

##### 2. 剰余金の処分に関する事項

第51期の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款を一部変更いたしたく存じます。

##### 1. 変更の理由

(1) 連結子会社の株式会社へいあんが介護に関する事業目的を追加したため、当社も平仄を合わせるものです。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

## 2. 内容の変更

変更の内容は次のとおりであります。

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1～17 (条文省略)</p> <p>18～27 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するまでとする。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1～17 (現行どおり)</p> <p>18. 有人老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理</p> <p>19～28 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠く事となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するまでとする。</p> <p>ただし、第31条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えられないものとする。</p> |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役金田一喜代美氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 金田一 喜代美<br>(1962年11月20日生) | 1988年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>1989年5月 税理士登録<br>2001年10月 ウインテスト株式会社 監査役<br>2008年6月 当社監査役（現任）<br>2015年10月 ウインテスト株式会社 社外取締役・監査<br>等委員（現任） | —             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金田一喜代美氏は社外監査役候補者であります。
3. 金田一喜代美氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
4. 金田一喜代美氏を社外監査役候補者とした理由  
金田一喜代美氏は、過去に当社の社外監査役を12年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、税理士の資格を有しており、監査法人ならびに監査役の経験もあることから、社外監査役候補者とするものであります。
5. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、業務執行取締役を除く取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、金田一喜代美氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 独立役員について  
当社は株式会社東京証券取引所に対して金田一喜代美氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

つきましては、監査役1名を選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

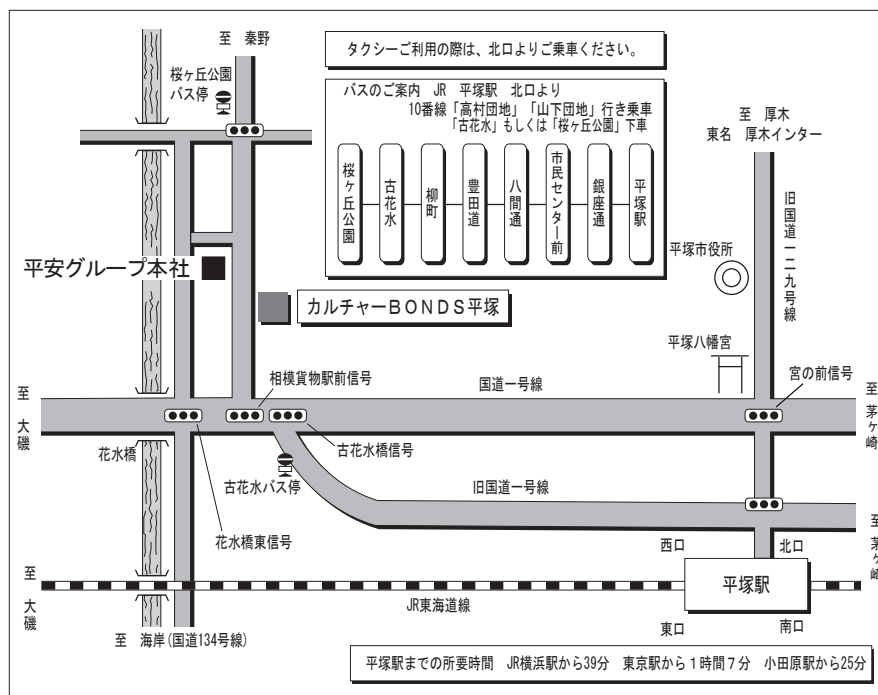
| 氏 名<br>(生 年 月 日)      | 略歴、地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                               | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 鳥山 秀弘<br>(1957年1月1日生) | 1979年4月 株式会社エムアイエス入社<br>1980年2月 株式会社アイビーシステム入社<br>1995年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>2019年4月 株式会社クルーパーホールディングス監査<br>役（現任） | —             |

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 鳥山秀弘氏は補欠監査役候補であります。
  3. 鳥山秀弘氏を社外監査役候補者とした理由  
鳥山秀弘氏は、情報処理技術者としてシステムコンサルティング業務に長年携わっており、また、監査法人での職務経験もあることから、補欠監査役候補者とするものであります。
  4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、業務執行役員を除く取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、鳥山秀弘氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県平塚市平塚5丁目23番12号  
カルチャーBONDS平塚 4階 富士の間  
TEL：0463-34-9911



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送にて議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただきますようご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 【ご来場される株主様へ】

- ・株主総会終了後の株主懇談会は、中止とさせていただきます。
- ・会場内の展示、お土産等の配布も中止とさせていただきます。
- ・入口において検温等を行わせていただき、体調不良と認められる方はご入場をお断りする場合がございます。(議決権行使書をお預かりすることは可能です)
- ・マスクの着用・手指の消毒にご協力をお願い致します。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮する方法を検討しております。